

流山市おおたかの森市民窓口センター窓口業務等業務委託審査基準

1 目 的

この基準は、流山市おおたかの森市民窓口センター窓口業務等業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて、提案事業者のうちから最も優秀な者を審査するため、必要な事項を定めるものです。

2 審査方法

- (1) 応募者の提出した企画提案書及びプレゼンテーションを基に、流山市おおたかの森市民窓口センター窓口業務等業務委託提案審査委員会（以下「審査委員会」という）が審査を行います。
- (2) 応募者が1 者の場合でも審査を行い、審査委員会の評価点の合計が総評価点の60%以上かつ、見積金額が委託料の限度額以下の提案であれば、優先交渉権者として決定します。
- (3) 最高得点者が複数となった場合には、提案内容の評価点の合計がより高い者を優先交渉権者として決定します。
提案内容の評価点の合計も同点である場合は、委員長が優先交渉権者を選定します。

3 最低基準点

総評価点100点の60%を最低基準点とします。

4 評価

次ページの「流山市おおたかの森市民窓口センター窓口業務等業務委託採点表」に基づき評価します。

なお、②の財務内容評価については過去2年分の財務諸表、③の提案額評価については見積額を基に評価します。